



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年2月21日（金） 第9776号

目次

ページ

告 示

- 解除予定保安林（森林保全課） 2
- 道路の区域変更（道路管理課） 2
- 道路の供用開始（同） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 3
- 所在不明通知（森林保全課） 3
- 都市計画ごみ焼却場の変更に係る縦覧（都市計画課） 5
- 道路位置の指定（建築課） 5

教育委員会告示

- 群馬県指定史跡の指定（文化財保護課） 6

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 6
- 政治団体の異動事項 7
- 政治団体の解散届出 8
- 資金管理団体の名称等 9
- 資金管理団体の指定の取消し等 9

人事委員会規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 10
- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 10

■ 告 示

◎群馬県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年2月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 安中市西上秋間字白沢2757の303
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 安中市西上秋間字浪ノ入1249の8、1249の9、1252の5
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	あら町下室田線	高崎市上並榎町字岡甲986番の5地先から同市同字同981番の1地先まで	前	9.0～10.5	43.5
			後	10.0～10.6	43.5

◎群馬県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	あら町下室田	高崎市上並榎町字岡甲986番の5地先から同市同字同	令和2年2月21日

線 | 981番の1地先まで

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和2年2月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年2月12日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人地域活性化忠治くんの会
- 3 代表者の氏名 松原英幸
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市国定町二丁目1852番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は地域住民に対していわゆるゆるキャラぬいぐるみを以って「伊勢崎市を元気に群馬県を元気に日本を元気に」をスローガンに掲げまち作りの推進・地域観光の振興・子供の健全育成等に関する事業を行い住民福祉に寄与する事を目的とする。

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をすべきところ又は通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を東吾妻町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年2月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
吾妻郡東吾妻町大字萩生字十二沢2887の147、2887の148、2887の517	井草聡	
吾妻郡東吾妻町大字萩生字十二沢2887の527	一場清	

- (2) 指定の目的 風害の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
吾妻郡東吾妻町大字川戸字相倉2120の1、2120の4、2120の10、2120の11、2120の14から2120の18まで、字桜十二2648の1から2648の3まで、2648の5	小林恒子	共有林
同	上原富太郎	同
同	赤澤輝夫	同
同	大島登	同
同	大嶋条右衛門	同
同	大嶋則治	同
同	朝比奈光則	同
同	朝比奈保雄	同
同	渡邊弘	同
同	渡邊政勝	同
同	渡邊清志	同
同	富澤義男	同
同	富澤百三	同
同	里見節雄	同
同	立川毅一	同
同	増田宇太郎	同
同	中澤熊太郎	同
同	里見林十郎	同
同	立川熊右衛門	同
同	眞田周平	同
吾妻郡東吾妻町大字川戸字相倉2120の2	丸橋魁馬	
吾妻郡東吾妻町大字川戸字梅かや2164、2166	菅谷文夫	
吾妻郡東吾妻町大字原町字下萩ノ沢3550の3	戸谷貞夫	共有林
同	戸谷利行	同
同	田村勇	同

吾妻郡東吾妻町大字原町字城之平3557の1、字高野平3560の2、3560の4、3573の1	田村美智遠	
吾妻郡東吾妻町大字原町字城之平3558の2、3558の6から3558の9まで	田村文二	共有林
同	在上区自治会	同
吾妻郡東吾妻町大字原町字城之平3558の2、3558の6から3558の9まで、字高野平3579の1から3579の3まで	田村いま	同
吾妻郡東吾妻町大字原町字高野平3579の1から3579の3まで	高山一郎	同

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 令和元年12月24日群馬県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、榛名都市計画ごみ焼却場の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年2月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 榛名都市計画ごみ焼却場 高浜クリーンセンター
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年1月31日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年2月21日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員	指定番号 指定年月日
----	------------	------------	----------------	---------------

			メートル	
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保3267-1	延長 127.82 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-12号 令和2年1月23日

■ 教育委員会告示

◎群馬県教育委員会告示第1号

群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第38条第1項の規定により、群馬県指定史跡として次のとおり指定する。

令和2年2月21日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

名称及び員数	所在場所	所有者（管理者）
<small>ならこふんぐん</small> 奈良古墳群 1件	沼田市奈良町字八幡平100番1、同100番3、同100番4、同100番5、同100番6、同100番7、同100番8、同100番9、同100番10の一部、同100番12、同100番13、同100番14、同100番15、同100番16、同100番17、同100番18、同100番20、同100番22の一部、同100番23の一部、同100番24の一部、同110番の一部	沼田市

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年2月21日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
久保るみこ後援会	久保留美子	木暮智津	佐波郡玉村町下新田577-2
	令和2年1月8日		

しがらみのない市民派市長をつくる会	小野里隆義	中島資高	前橋市江田町307
	令和2年1月15日		
原秀男後援会	原秀男	下山道雄	甘楽郡下仁田町西野牧14667-1
	令和2年1月22日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年2月21日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党群馬県第1区総支部	代表者の氏名	後藤克己	黒澤孝行	令和2年1月6日
国民民主党群馬県第3区総支部	代表者の氏名	八木田恭之	黒澤孝行	令和2年1月6日
	会計責任者の氏名	登田剛	笠原英男	令和2年1月6日
自由民主党群馬県参議院選挙区第二支部	会計責任者の氏名	佐藤始	富澤康二	令和2年1月1日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
荒木征二後援会	政治団体の名称	荒木征二後援会	あらかき征二後援会	令和2年1月31日
伊藤正雄を育てる会	会計責任者の氏名	伊藤恵美子	大澤盛一	令和2年1月27日
尾内謙一後援会	代表者の氏名	木暮清	千田文吉	令和2年1月15日
桂川たかこを育てる会	代表者の氏名	北村久瑩	吉濱達三	令和元年12月30日
市民の力	会計責任者の氏名	飯野莉乃	宮崎美奈	令和元年12月31日
青雲塾後援会	主たる事務所の所在地	高崎市連雀町125	高崎市末広町44	令和2年1月1日

田村幸一後援会	会計責任者の氏名	牛久保勇	須田正己	令和2年 1月1日
角田こうじ後援会	代表者の氏名	町田宗宏	筑井孝	令和2年 1月8日
藤吉会	会計責任者の氏名	吉田香	浅賀方正	令和1年 9月23日
富岡賢治後援会 高崎市躍進の会	代表者の氏名	網島信夫	浅賀方正	令和元年 10月1日
	会計責任者の氏名	浅賀丈史	富澤将明	令和元年 10月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年2月21日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党群馬県太田市第九支部	山崎俊之	令和元年12月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
秋山一男後援会	長南清	令和元年12月31日
一秋会	秋山一男	令和元年12月31日
桂川政治経済研究会	桂川孝子	令和元年12月30日
関本金三郎後援会	関本金三郎	令和元年12月31日
相馬政之後援会	相馬政之	令和元年12月31日
高田清一後援会	高田清一	令和元年12月29日
藤吉会	吉田達哉	令和元年12月31日
南波かずのり後援会	南波和憲	令和元年12月28日
宮沢まりことともに歩む会	宮澤真里子	令和元年12月31日
山崎俊之後援会	山崎俊之	令和元年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年2月21日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
久保留美子	玉村町議会議員	久保るみこ後援会	佐波郡玉村町下新田577-2	令和2年1月8日

◎群馬県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年2月21日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
秋山一男	一秋会	令和元年12月31日
桂川孝子	桂川政治経済研究会	令和元年12月30日
南波和憲	南波かずのり後援会	令和元年12月28日
宮澤真里子	宮沢まりことともに歩む会	令和元年12月31日
山崎俊之	山崎俊之後援会	令和元年12月31日
吉田達哉	藤吉会	令和元年12月31日

■ 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表二に次のように加える。

26 警察官(武道指導)の職

附 則

この規則は、令和二年三月三日から施行する。

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第三号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(平成元年群馬県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表職員採用Ⅱ類試験の部中「電気機械」を「設備」に改め、同表職員採用試験(社会

人経験者)の部中「三十八歳未満」を「四十五歳未満」に改め、同表警察官採用試験の部警察官A(武道指導)の項及び警察官B(武道指導)の項を削る。

附 則

この規則中別表警察官採用試験の部警察官A(武道指導)の項及び警察官B(武道指導)の項を削る改正規定は令和二年三月三日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
